

所得税・個人住民税

所得税・個人住民税の定額減税

子育て支援に関する政策税制

扶養控除等の見直し

所得税・個人住民税

所得税・個人住民税の定額減税

子育て支援に関する政策税制

扶養控除等の見直し

改正の趣旨

経済はデフレ脱却の千載一遇のチャンスにあるが、賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現にはまだ至っていない。このため、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、目に見える形で可処分所得を伸ばし、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく。

改正の概要

納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき

- ・令和6年分の所得税から3万円控除
- ・令和6年度分の個人住民税から1万円控除

適用時期

	給与所得者	公的年金等受給者	事業所得者等
所得税	令和6年6月の源泉徴収税額から減税	令和6年6月支給時の源泉徴収税額から減税	第1期分予定納税額(令和6年7月)から減税

	給与所得者(特別徴収)	公的年金等受給者(特別徴収)	事業所得者等(普通徴収)
住民税	減税後の年税額を11等分して 令和6年7月から令和7年5月に天引き	令和6年10月徴収分から減税	第1期分(令和6年6月)から減税

実務上のポイント

所得税の減税については、令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等より控除してもなお控除しきれない部分の金額は、令和6年中に支払われる当該給与等に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。(所得税)

異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整・確定申告により調整する。(所得税)

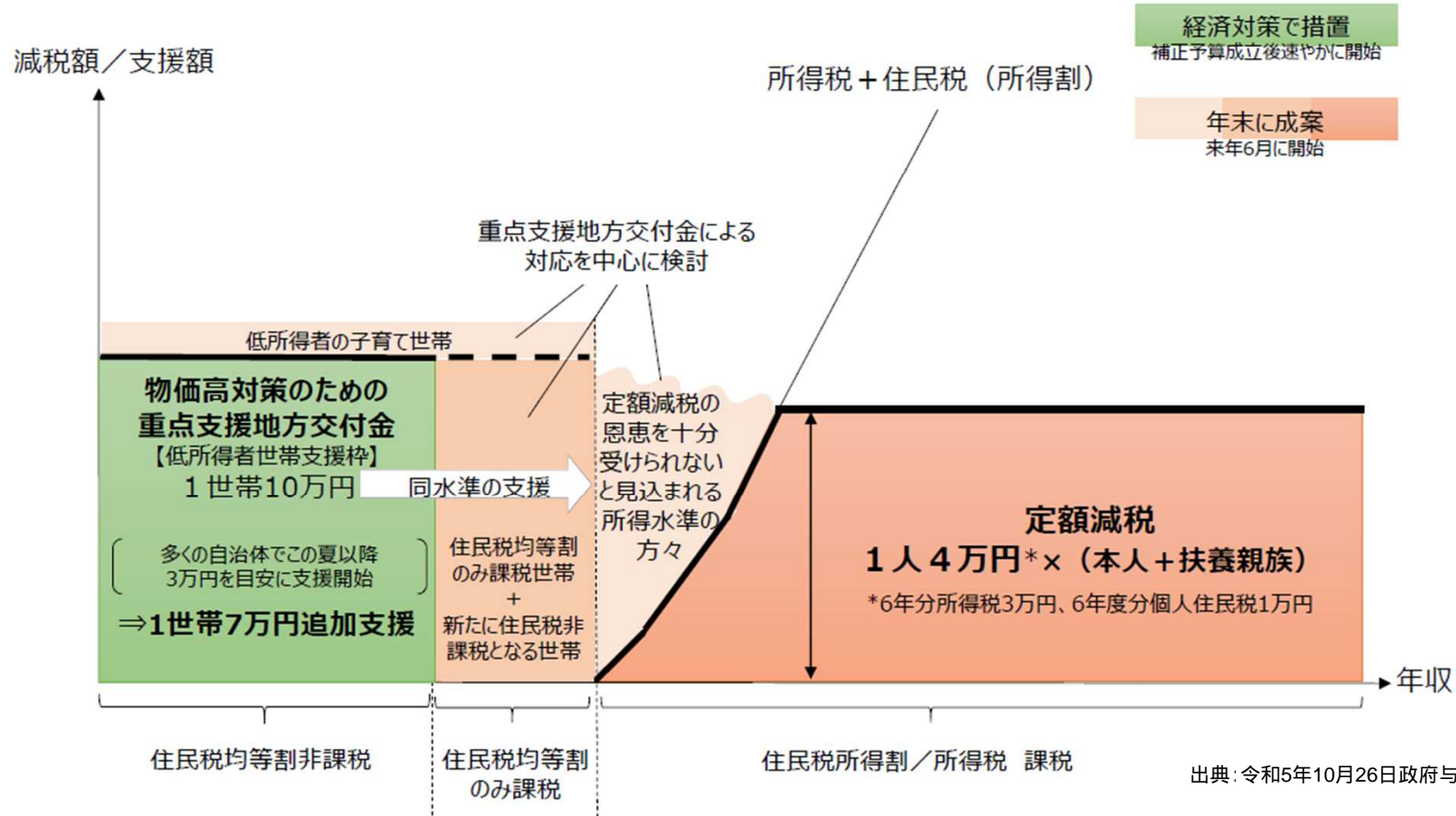
予定納税で減額されるのは本人分のみ。予定納税額の減額の承認の申請により、同一生計配偶者等に係る控除の適用を受けることができる。(所得税)

前年の合計所得金額が1,000万円超の配偶者分の減税額(1万円)は令和7年度分の所得割額から控除する。(住民税)

臨時的な所得(譲渡所得・退職所得等)であっても、合計所得金額が1,805万円超の場合は特別控除の適用はない。(共通)

令和5年10月26日
政府与党政策懇談会資料

定額減税及び低所得者支援等 (イメージ)



【低所得者世帯等への支援】

- ・住民税の非課税世帯 1世帯あたり7万円給付予定
- ・住民税均等割のみ等 住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を検討

所得税・個人住民税

所得税・個人住民税の定額減税

子育て支援に関する政策税制

扶養控除等の見直し

改正の趣旨

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

改正事項

- 1.住宅ローン控除の拡充
- 2.住宅リフォーム税制の拡充
- 3.生命保険料控除の拡充

改正の概要

子育て世帯及び若者夫婦世帯*1における借入限度額の上乗せ
新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和

*1 子育て世帯及び若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者

改正の内容

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ
子育て世帯及び若者夫婦世帯が、認定住宅等*2の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等*3の取得をして、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合、住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとする。

住宅区分	現行	改正
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

*2 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

*3 「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和
認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用する。

	現行	改正
床面積要件	50㎡以上	40㎡以上

子育て世帯及び若者夫婦世帯に限り適用されるものではない
(国土交通省 令和6年度税制改正における住宅ローン減税の制度変更Q&Aより)

適用時期

令和6年1月1日より令和6年12月31日まで

現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応。
令和7年度税制改正でも、令和6年と同様の方向性で検討。

2.住宅リフォーム税制の拡充(1/3)

所得税減税

改正の概要

- 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長
- 子育て世帯及び若者夫婦世帯*1が行う一定の子育て対応改修工事をした場合、所得税の額から控除

*1 子育て世帯及び若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者

対象工事		対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
子育て [拡充]		250万円	25万円

カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

出典：国土交通省「令和6年度国土交通省税制改正概要」

改正の内容

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォーム工事をした場合の所得税額の特別控除**2年間延長**

一定の子育て対応改修工事 追加(令和6年4月1日から令和6年12月31日)

一定の子育て対応改修工事	
以下の工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えるもの (補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)	
1	住宅内における子どもの事故を防止するための工事
2	対面式キッチンへの交換工事
3	開口部の防犯性を高める工事
4	収納設備を増設する工事
5	開口部・界壁・床の防音性を高める工事
6	間取り変更工事(一定のものに限る。)



- ・子育て世帯及び若者夫婦世帯が一定の子育て対応改修工事をした場合の特別控除額
標準的な工事費用相当額*1(250万円を限度) × 10% (最大控除額25万円)
- ・合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用しない

*1 「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等乗じて計算した金額をいう

適用時期

- ・既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォーム工事
2年間延長(令和6年1月1日から令和7年12月31日)
- ・一定の子育て対応改修工事 当該居住用家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合

3.生命保険料控除の拡充

改正の概要

令和7年度改正

23歳未満の扶養親族を有する場合、新生命保険料の適用限度額を**2万円上乗せ**

改正の内容

23歳未満の扶養親族を有する場合、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、現行の4万円の適用限度額に対しては2万円の上乗せし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更しない。

一時払生命保険について

既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外。

新契約 ¹	扶養する子ども	現行	改正
一般生命保険料控除	いる	4万円	6万円
	いない	4万円	同左
介護医療保険料控除	いる・いない	4万円	同左
個人年金保険料控除	いる・いない	4万円	同左
合計	いる・いない	12万円	同左

¹新契約：平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等

適用時期

令和7年度税制改正において検討し、結論を得る。

所得税・個人住民税

所得税・個人住民税の定額減税

子育て支援に関する政策税制

扶養控除等の見直し(令和7年度税制改正で決定見込み)

改正の趣旨

令和7年度改正で決定見込み

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、令和6年10月から支給期間について高校生年代まで延長される。これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。また、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について引き上げ、子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税・個人住民税の控除額についても引き上げる。

改正の概要

- ・16歳から18歳の扶養控除の縮小
- ・ひとり親控除について所得要件の引き上げ及び所得税・住民税の控除額の引き上げ

改正の内容

扶養控除の縮小 **所得税・個人住民税増税**

扶養控除額(16~18歳)		
	現行	改正
所得税	38万円	25万円
住民税	33万円	12万円

ひとり親控除の所得要件の引き上げ・控除額の引き上げ

所得税・個人住民税減税

ひとり親所得要件	
現行	改正
500万円以下	1,000万円以下

ひとり親控除額		
	現行	改正
所得税	35万円	38万円
住民税	30万円	33万円

適用時期

所得税 **令和8年分**以降より適用(見込み)
住民税 **令和9年分**以降より適用(見込み)